

第 5 6 回国連婦人の地位委員会
「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議
(概要)

平成 2 4 年 3 月
外務省

1. 決議の採択

3 月 9 日（ニューヨーク時間）、第 5 6 回国連婦人の地位委員会において、「自然災害とジェンダー」決議案がコンセンサスで採択された。

本決議案は、東日本大震災から 1 年になるにあたり、自然災害と女性に関する様々な課題について、我が国の震災の経験や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することをめざし、我が国として今回初めて同委員会に提出したもの。

2. 決議の概要

自然災害が多くの場合女性、更に子ども、高齢者、障害者といった脆弱な人々により直接的なインパクトを与えること、また、社会的な絆に支えられた包摂型の社会造りが重要であることを認識し、各国や国際機関等に対し、以下を含む様々な取組を求める。

- 防災、災害救援、復旧・復興の全ての段階にジェンダーの視点を取り入れ、かつ意思決定過程に女性の参画を確保する。
- 災害後の対応において女性や子育て家庭のニーズ、視点に配慮した支援を行う。
- 女性に対する暴力の予防、被害者の保護に特別に配慮する。
- 復興期において、女性の雇用への支援を行う。
- 男女別・年齢別の統計を把握するとともに、災害救援の成功例や教訓を共有し、防災計画等に反映させる。
- 市民社会、女性ボランティア等の役割を認識し、さらにこれを奨励する。
- 各国や国連機関等における今後の防災に関する取組において、引き続きジェンダーの視点を取り入れる。

【参考 1】国連婦人の地位委員会

国連経済社会理事会の下部組織である機能委員会の一つ。1946 年に経社理決議により設立された。毎年 2 月末から 3 月初めの 2 週間、ニューヨークで開催され、ジェンダー平等、女性の地位向上に関する様々な課題が話し合われる。本年の会期は 2 月 27 日から 3 月 9 日で、主要テーマは「農村女性」。同委員会は 45 の委員国によって構成され、我が国は 1958 年からほぼ継続して委員国を務めている。

【参考 2】婦人の地位委員会におけるこれまでの災害分野の取組

- (1) 2002 年第 46 回婦人の地位委員会：環境管理と自然災害に関する合意結論
- (2) 2005 年第 49 回婦人の地位委員会：「インド洋沖津波を含む災害後の支援、復旧、復興におけるジェンダーの視点の統合」決議（フィリピン提出）

（了）